

事業名		事業内容	要介護認定要件	対象者	申請	世帯	所得要件	自己負担 または 支給額	申し込み または 連絡先
↑ 高知市内に住所を有する在宅の65歳以上の方が対象です ↓	外出	長寿手帳	なし	65歳以上の方 (65歳になった方に介護保険証とともに送付しています。)	-	-	-	割引等 施設・協賛店により異なります。	長寿手帳をお持ちでない方や紛失された方は、対象者の住所・氏名・生年月日が確認できるものを持って、窓口へお越しください。 (裏面参照)
	地域交流内の	宅老所	なし	身辺の自立がおおむねできている65歳以上の方	家族等・本人等	-	-	利用料 各宅老所により異なります。 ※参考 各利用料の上限額 半日利用 400円(1日利用800円) 昼食 600円 入浴 350円	各宅老所にお問い合わせください。 (裏面参照)
	安否確認	緊急通報装置利用助成	なし	生活上不安のあるひとり暮らしの方のうち、おおむね65歳以上の方または重度身体障がい者	家族等・本人等	独居	-	助成 1か月あたり418円(税込)を限度として助成 ※生活保護または中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方には、装置設置費用について11,000円(税込)を上限に助成します。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">① 介護サービスを利用している</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>はい</p> <p>↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">② ケアマネジャーに相談する</div> <p>↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">③ ケアマネジャーが高齢者支援課に申請する</div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>いいえ</p> <p>↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">② お住いの地域の地域包括支援センター、出張所に相談する</div> <p>↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">③ 包括のケアマネジャーが、高齢者支援課に申請する</div> </div> </div> <p style="font-size: small; text-align: right;">要介護認定を受けていても介護サービスの利用がなければコチラへ</p>
	配食サービス	なし	次のすべてに該当する方 ① 65歳以上の方のみの世帯等で、加齢や心身の障害、傷病などのため自力で買物及び調理が困難な方 ② 市民税非課税世帯等の方 ③ 近隣に支援可能な親族等がおらず、適切な食事の調達が困難であり、安否確認が必要と認められる方	家族等・本人等	高齢者世帯	独居	-	自己負担 自己負担は、利用する事業所や弁当の種類により異なります。	
以下は、要介護認定(要介護1～5のいずれか該当する方)等が条件の制度です									
	老人日常生活用具給付	入浴補助用具	要支援1・2 要介護1～5	次のすべてに該当する方 ① 要支援1・2または要介護1～5と認定された方 ② 市民税非課税世帯等の方 ③ 要介護認定における主治医意見書及び認定調査票において入浴動作に見守りまたは介助が必要とされた方 ※下肢または体幹機能障害(もしくは平衡機能障害)で身体障害者手帳をお持ちの方は、別制度をご利用いただく場合があります。 障がい福祉課(TEL 823-9378)へご相談ください。	本人・家族等	-	非課税世帯	自己負担1割 基準額：20,000円 自己負担：購入費の1割(基準額内) ※生活保護または中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は、基準額内であれば自己負担はありません。	
		防火用品	要支援1・2 要介護1～5	次のすべてに該当する方 ① 要支援1・2または要介護1～5と認定された方 ② 市民税非課税世帯等の方 ③ 要介護認定における主治医意見書及び認定調査票において認知機能低下に伴い防火等の配慮が必要とされるひとり暮らしの方 ※身体障害者手帳の総合2級以上の方または療育手帳A1・A2の方は別制度をご利用いただく場合があります。 障がい福祉課(TEL 823-9378)へご相談ください。	本人・家族等	配慮が必須な世帯	非課税世帯	自己負担1割 基準額： 電磁調理器 21,000円 火災警報機 15,500円 自動消火器 28,700円 自己負担：購入費の1割(基準額内) ※生活保護または中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は、基準額内であれば自己負担はありません。	
		徘徊探知機	要支援1・2 要介護1～5	次のすべてに該当する方を介護する家族の方等 ① 要支援1・2または要介護1～5と認定された方 ② 要介護認定における主治医意見書及び認定調査票において認知症または認知機能の低下があるため徘徊行動を有すると認められる方	家族等	-	-	初期導入費用 初期導入費用：1万円を限度として助成します。 導入後の費用：自己負担です。	
	生活衛生	訪問理美容サービス	要介護3～5 または 身体障害者手帳1・2級	次の①または②に該当し、理・美容院でサービスを受けることが困難な方で、市民税非課税世帯等の方 ① 要介護3～5と認定された方 ※ 要介護3の方については、介護保険認定調査において、「座位保持」の項目が「支えてもらえればできる」又は「できない」であり、かつ「移動」の項目が「一部介助」又は「全介助」である方に限る。 ② 下肢機能障害、体幹機能障害または運動機能障害(移動機能に限る。)により、身体障害者手帳1・2級の方	家族等・本人等	-	非課税世帯	利用券 理・美容師の出張費として、利用券(年度内2枚)を支給します。 ※理・美容料金(カット・カラー等)は自己負担です。	申請手続きはケアマネジャーまたは地域包括支援センター、出張所が代行で行います。 ※ 訪問理美容サービスについては、本人又は家族等から直接高齢者支援課に申請できます。
	税控除	障害者控除認定	要介護1～5	前年の12月31日現在、65歳以上で、要介護1～5の認定を受けている方 ※申告の手続きは市民税担当課(高知市は市民税課)・税務署等へ直接お尋ねください。	家族等・本人等	-	-	証明書 要介護1・2 障害者控除の対象者 要介護3～5 特別障害者控除の対象者 ※この認定基準は市町村毎に定められており、他市と基準が異なっている場合があります。	高齢者支援課の窓口または郵送で本人またはご家族の方が申請してください ※郵送申請の場合、往復の切手代は申請者負担となります。

長寿手帳の再発行

写真が古くなったり、汚損や紛失等の場合は、再発行できます。
生年月日と住所の確認できるものを持って以下の窓口にお越しください。
【例：健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど】
※お手元に現在お使いの長寿手帳がある場合は、再発行の際にお返しください。

～再発行窓口～

- 高知市役所高齢者支援課（本庁舎2階）
- 基幹型地域包括支援センター（塩田町18-10保健福祉センター1階）
- 基幹型地域包括支援センターケアプラン統括南部支部（百石町3丁目1-30南部健康福祉センター1階）
- 各地域窓口センター
（塚ノ原、三里、高須、一宮、朝倉、瀬戸、鏡、土佐山、春野）
- 各ふれあいセンター
（朝倉、鴨田、初月、秦、一宮、布師田、高須、五台山、三里、長浜、浦戸、御豊瀬、介良、大津）

宅老所

高齢者が住み慣れた自宅や地域において、できる限り介護を必要としない生活を送ることができるよう、気軽に通えて利用者同士が和やかに交流できる宅老所を設け、閉じこもり防止や認知症の予防・早期発見、地域での介護予防に関する取組みや支援ネットワーク作りを推進することを目的としています。

対象者：高知市に居住し、身の自立がおおむねできている、次の①または②の方
① 65歳以上の在宅の高齢者
② その他市長が認める者

内容：体操、創作的作業、レクリエーション、地域交流活動等
※昼食・入浴の実施の有無については各宅老所にお問い合わせください。

費用：各宅老所により異なります。各利用料の上限は次のとおり。
半日利用 400円
昼食 600円（昼食を提供していない宅老所もあります）
入浴 350円（入浴介助を必要としない方で、入浴手を済ませた方）
※入浴設備を備えた施設のみでの実施です。

詳しくは各宅老所にお問い合わせください。

施設	宅老所	住所	電話
民家	新屋敷しばてんハウス	新屋敷1-2-10	824-2975
	たんぼぼ大津	大津乙670-1	866-3208
	しばてんハウスあさひ	長尾山町36	826-6020
	デイホーム三里	種崎587-1	847-3048
	しおさいの家	浦戸837-112	841-2555
	たんぼぼ介良	介良370-4	860-1352
	秦の里	中秦泉寺182	823-9001
	ステラの家	棧橋通5-6-12	834-0177
老人福祉センター等施設	たんぼぼ朝倉	朝倉横町7-3	844-0299
	やさしいグループ海老川	朝倉己422-1（海老川老人福祉センター）	840-2149
	やさしいグループ小高坂	山ノ端町32-5（小高坂老人福祉センター）	871-3271
	やさしいグループ一宮	一宮西町3-22-15（一宮老人福祉センター）	846-2119
	やさしいグループ長浜	長浜4252-21（長浜老人福祉センター）	842-0139
	やさしいグループ介良	介良丙329（介良市民会館）	860-0157
	やさしいグループ南横	朝倉東町29-5（南横会館内）	849-2887
	やさしいグループ弘岡中	春野町弘岡中134-1（春野弘岡中市民会館）	894-4488
	ミニデイやすらぎ会	小石木町192-8（小石木会館内）	831-6212
	ミニデイ松田	朝倉己959-1（松田老人福祉センター）	843-0654
	ミニデイともだち	長浜戸ノ本2845-1（長浜戸の本集会所）	842-3551
	高知市春野デコの里	春野町西畑2680（春野デコの里）	803-2203
	西諸木宅老所やんぐ	春野町西諸木1498（春野西諸木公会堂）	842-4890

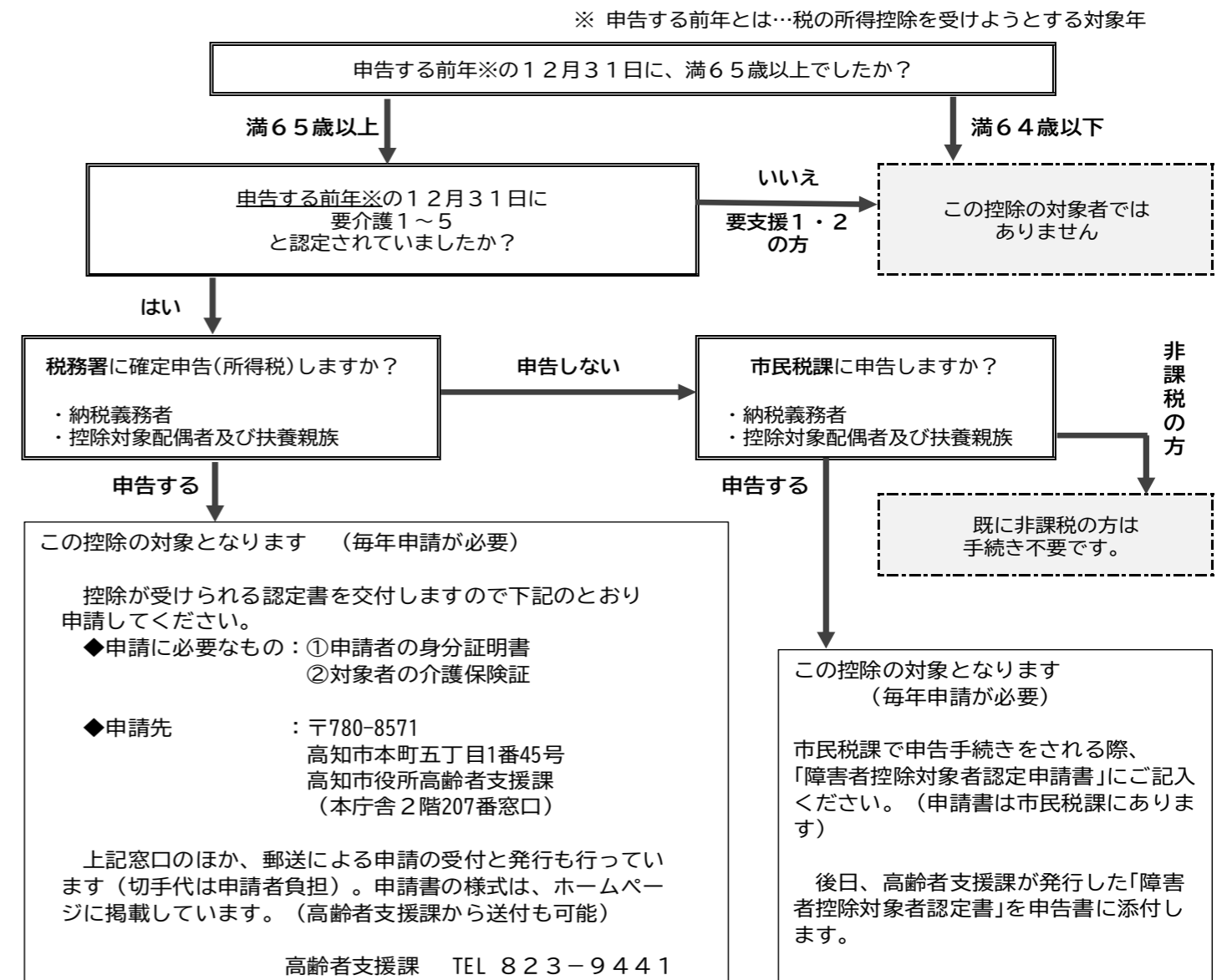
所得税および住民税の障害者控除

申告する前年※の12月31日現在、高知市にお住いの65歳以上の方が、要介護1～5の認定を受けているとき、所得税および住民税の課税対象所得が一部控除されます。（控除を受けるためには税務署または市民税課で申告の手続きが必要です。）

申告時に必要となる「障害者控除対象者認定書」は、高齢者支援課で発行いたしますので、市役所本庁舎2階207番窓口へお越しくださるか、郵送にて交付申請を行ってください。

- すでに非課税の方は、この控除の対象者ではありません。
- 身体障害者手帳等を所持しており、同等の控除が受けられる方は、この認定書は必要ありません。
ただし、障害等級の軽い身体障害者手帳等を所持している方が、要介護3～5のときは、特別障害者控除の対象となる場合がありますので認定書の交付を申請してください。

高齢者の障害者控除対象者認定書発行事務の流れ



【注意】 最新年度分を確定申告する場合は、1月5日以降に申請してください。